

男性の育児参加を応援する

「やまぐちイクメン応援企業」募集！



県では、男性従業員の育児参加等の取組推進を宣言する事業者を「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」により応援します。

★ 「やまぐちイクメン応援企業」のメリット ★

- 応援企業の事業者名・取組内容を県ホームページ等で紹介
- 企業等（事業者）のイメージアップを応援
- 「やまぐちイクメン応援企業」の名称の使用
- 「やまぐちイクメン応援企業シンボルマーク」のパンフ、封筒、名刺等への掲載
- 男性従業員が育児休業等を取得した場合、奨励金制度の利用が可能（下表）

～「イクメンパパ子育て応援奨励金制度」～

制度概要	イクメン応援企業の男性従業員が育児休業等を取得した場合			
対象企業等	イクメン応援企業のうち常時雇用者 300 人以下の企業等			
奨励金の額	期 間（分割取得の場合は通算可）		金 額	
	育児休業	5日以上 2週間未満	（所定労働日が4日以上）	100千円
		2週間以上1箇月未満	（所定労働日が9日以上）	200千円
		1箇月以上		300千円
育児休暇	5日以上（連続）		100千円	

★ 「やまぐちイクメン応援企業」となるためには ★

◇対象事業者

県内に事業所を有する事業者で、「やまぐち子育て応援企業宣言制度」に基づく届出をしている者。

※「子育て応援企業宣言」と「イクメン応援企業宣言」を、同時に届け出することもできます。

◇提出書類

- ・やまぐちイクメン応援企業宣言届出書（様式：裏面）
 - ・やまぐちイクメン応援企業宣言書（様式：裏面）
- 1 取組内容（貴事業所において具体的に取り組む男性の育児参加に関する目標や取組内容を記載してください。例えば、「男性の育児休業取得者が増加するよう、子育て支援に取り組めます。」などです。）
 - 2 県内事業所の代表者からのメッセージ（男性の育児参加に関する意気込みなどのメッセージを記載してください。例えば、「男性本人はもとより、同僚、上司が一体となり、男性が育児参加しやすい雇用環境づくりを進めていきます。」などです。）

※ 届出書の様式は県ホームページ（労働政策課）からダウンロードすることができます。

【提出・問合せ先】

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県産業労働部労働政策課 働き方改革推進班

電話 083-933-3221（直通） FAX 083-933-3229 E-mail: a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

やまぐちイクメン応援企業

検索